

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定に
ついて

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を次のように定める。

2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(個人番号の利用に係る事務)

第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、別表の中欄に掲げる事務とする。

- 2 別表の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用するために個人番号を利用することができる。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用するために個人番号を利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表

機関	事務	特定個人情報
1 藤沢市長	藤沢市障がい者福祉手当条例(昭和43年藤沢市条例第6号)による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 藤沢市長	藤沢市障がい者等医療費助成条例(昭和47年藤沢市条例第7号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 国民健康保険関係情報 (2) 後期高齢者医療保険関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 障がい福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) 感染症医療関係情報
3 藤沢市長	藤沢市小児医療費助成条例(平成7年藤沢市条例第14号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 障がい福祉関係情報 (6) 自立支援関係情報 (7) 感染症医療関係情報 (8) ひとり親家庭等医療関係情報 (9) 児童手当関係情報
4 藤沢市長	藤沢市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成4年藤沢市条例第4号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 生活保護関係情報 (5) 障がい福祉関係情報 (6) 自立支援関係情報 (7) 感染症医療関係情報 (8) 児童扶養手当関係情報 (9) 特別児童扶養手当関係情報

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、同法に定める事務以外の事務の処理において個人番号を利用する等のため、本市の条例において必要な事項を定める必要による。